

## 事業報告書の附属明細書

令和 2 年度 (2020) 事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。